くらし安全安心だより

契約内容をよく確認!

定期購入トラブルに注意

動画投稿サイトで「実質無料、初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。届いた商品と書類を確認すると、5回分の受け取りが条件の定期購入だったことが発覚。支払い総額が約2万5000円となり、高校生なので払えなくて困った。

(高校生 男性)

【アドバイス】

- ★1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという **定期購入に関する相談**が寄せられています
- ★注文する際は、定期購入が条件となっていないか、支払い総額がいく らになるかなど、**契約内容をしっかりと確認**しましょう
- ★契約内容は、「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、**画面の 隅々まで見る**など、注意が必要です
- ★未成年者の契約は、取り消しができる場合もあります
- ★困ったときは、すぐに消費生活センターに相談ください
- ※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務 (債務整理・過払い金返還請求)などの相談に応じています。
 - 一人で悩まずに、ぜひ相談ください。
- 二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時~午後4時(☎23-5800)